

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定案に関する意見提出

団体：（一財）アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）
住所：大阪市西区西本町 1-7-7 CE 西本町ビル 8F
電話番号：06-6543-7003
メールアドレス：webmail@hurights.or.jp

〈意見〉

SDGs を取り巻く危機的状況の中で、変革に向けた行動の明確化と具体化につながる指針が必要です。とりわけ、実施指針改定案「2.現在の状況」の「(2) 直面する課題」の項目に記載されているように、経済協力開発機構（OECD）、SDGs 推進円卓会議の民間構成員、国連地域開発センター（UNCRD）など国内外から深刻な課題があると共通して指摘されている「目標 5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に向けた取組の加速化が喫緊の課題です。

実施指針改定にあたり、是非とも以下の点をご検討ください。

[1] 「2 現在の状況」の「(1) SDGs の浸透」(2 ページ) の最終段落に、「第四」あるいは「第五」として、以下を記載してください。

広く市民の人々が SDGs の達成を重要と考え、家庭、地域、学校等で実践を展開している。

[2] 「2 現在の状況」の「(2) 直面する課題」の第 2 段落 (2 ページ) を以下のような記載にしてください。

目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」等で課題があると指摘されており、平等な社会参加の機会の保障や属性別のデータ収集と公表に向けた取組が必要とされている。

[3] 「3 実施に当たっての指針」の「(1) 重点事項」(4 ページ) の冒頭を「8 つの優先課題」への言及を含め、以下のような記載にしてください。

日本は、引き続き 2030 年までの国内外における SDGs 達成を目指し、8 つの優先課題に沿い、特に以下の重点事項について、「誰一人取り残さない」という SDGs の最重要理念に則り、具体的取組を強化・加速していく。

[4]「誰一人取り残さない」という理念を踏まえれば、SDGs の達成には「人権」の保障が不可欠です。「3 実施に当たっての指針」の「②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現」（4 ページ）の第 1 段落に、以下を追記してください。

その実現に向けて、脆弱な立場に置かれた人々や SDGs 達成に向けた社会の変化の過程で周縁化されがちな人々の把握に努め、人権を尊重して多様性を包摂し、社会的保護を強化することが求められている。その際には SDG 16「平和と公正をすべての人に」の指標に含まれている国内人権機関の設置を始めとする人権保障のためのメカニズムの整備が不可欠である。また、日本においては、OECD 等による様々な報告書で指摘されているように、とりわけジェンダー平等の実現が喫緊の課題である。

[5]「3 実施に当たっての指針」の「②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現」（4 ページ）の第 3 段落として以下の文章を加えてください。

また、SDGs の目標 1 に掲げられ、かつ SDG サミット 2023 の政治宣言の冒頭でもその悪化が強調された貧困課題の解決に真摯に取り組む。その際には国内の貧困状況を OECD の相対的貧困の定義に従って継続的に分析し、かつ生活困窮者に対する対策を積極的に推進する。国外では ODA を通じた貧困削減に注力する。またジェンダーや障害、国籍とその有無、民族的アイデンティティを始めとする人々の多様性に十分に配慮して、社会から取り残されがちな人々を包摂する社会システムの構築に取り組む。

[6]「3 実施に当たっての指針」の「②「誰一人取り残さない」包摂社会の実現」（4 ページ）の現第 3 段落に「意味のある」を追記してください。

その際、将来にわたってこれらの取組を継続的に加速していくとの観点から、若い世代の意味のある参画の拡大に取り組むとともに...

[7]「3 実施に当たっての指針」の「⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進」の最終段落（7 ページ）に以下の文章を追記してください。

「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼」という日本国憲法の前文に基づき、あらゆる武力紛争の即時停戦、停止を強く働きかけていく。

[8] 別紙「各ステークホルダーに期待される役割」に、現行実施指針の記載にならない「議会」の役割に関する項目を追加してください。

[9] 別紙「各ステークホルダーに期待される役割」の(1) ビジネスについて

・現行の実施指針に含まれているジェンダーに関する言及が消されています。日本の「ジェンダーギャップ指数」における順位の低さは大きな課題であり、ビジネスにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントについて具体的に言及すべきです。したがって、現行の「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのために、包摂的かつ公正な労働市場を促進する」をそのまま継続してください。

・現行の実施指針には含まれている中小企業への視点が抜け落ちています。現行指針のもとで、中小企業によるSDGsの取り組みが進んだとは言えず、企業数で99%以上、働く人の割合で7割近くを占める中小企業の取り組みの課題への言及は不可欠です。したがって、現行の「企業数で見ると99.7%を占める中小企業への更なる浸透が課題となっている。中小企業は、地域社会と経済を支える存在であり、SDGsへの取組を後押しすることが重要である」をそのまま継続してください。

[10] 前回の実施指針に比べ、ジェンダー平等に関する記載が減っていることに強い懸念を感じています。日本がSDGs達成に向けた取組を加速し、2030年以降を視野に入れた国際的な議論を主導するために、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の推進が日本にとっての喫緊の課題であり、思い切った取組が必要です。「1. 改定の趣旨」の第5段落で述べられている「多様なステークホルダーの参画の重要性」に鑑み、また国連のMajor Groups and other Stakeholders (MGoS)を構成する女性メジャーグループに対応し、日本のSDGs推進にあたり重要な役割を果たすパートナーとして、「女性/ジェンダー」を日本の実施指針のステークホルダーに含めてください。具体的には以下のような記載を提案します。これらには現行の実施指針が明確に打ち出している点が含まれています。

別紙「各ステークホルダーに期待される役割」

(7) あるいは(11) 女性/ジェンダー

2030アジェンダは「ジェンダー平等の実現と女性・少女の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において死活的に重要な貢献をする」(パラ20)と謳っており、人権の保護、ジェンダー平等の実現、女性と少女のエンパワーメント、およびジェンダーの視点の主流化は、日本のSDGs推進に不可欠である。

あらゆる多様性や交差性をはらむ 様々な女性と少女には、多様なステークホルダーと連携し、国内外および全国各地のSDGsの取組への参加を通じて、2030アジェンダを具体化し推進する役割が期待できる。

目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の推進・加速に加え、持続可能な経済・社会システムの構築、「誰一人取り残さない」包摂社会の実現、そして、パンデミックや気候危機などの健康や地球環境にかかわる複合危機への予防、対応、復興への取組にジェンダー視点を統合し、日本ならではのSDGsモデルの構築に貢献することが期待される。

さらに、女性と少女は、ジェンダー平等を促進するデジタル技術のイノベーション等、新たな分野への貢献が期待される。そして、日本と世界の持続可能性が不可分であることを踏まえ、女性差別撤廃条約をはじめとする国連の枠組を通じて、2030年以降を見据えたジェンダー平等に関する国際的な議論の主導に貢献することが期待される。

[11] 別紙「各ステークホルダーに期待される役割」の「(3) 市民社会」(10ページ)に関する記述を以下のように修正してください。

- ①「現場で」を「それぞれの生活の場で」に修正(第1段落)
- ②「知見を共有する存在」を「知見を共有し、課題の解決に向けて政策立案・実施を支援する存在」に修正(第1段落)